

大阪市港区広報紙「広報みなと」広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、港区広報紙「広報みなと」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

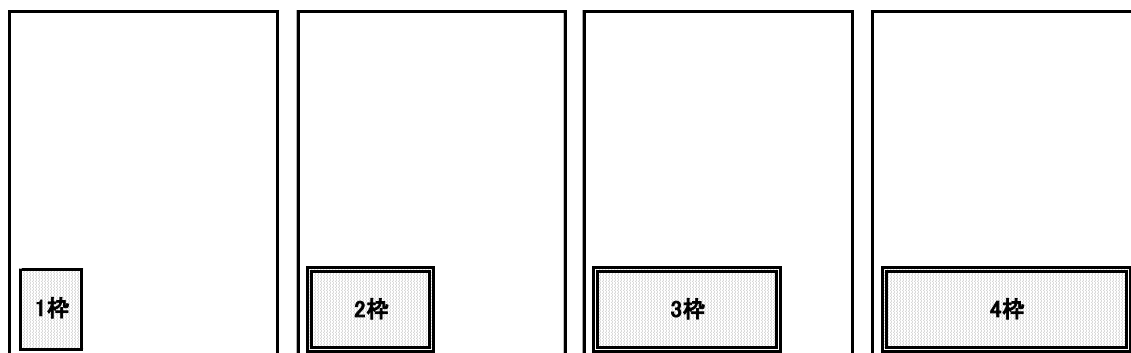
- (1) 名称 港区広報紙「広報みなと」
- (2) 形状 タブロイド判 8～12 ページ
- (3) 発行部数 50,000 部
- (4) 発行日 毎月 1 日
- (5) 配布方法
 - ・ 港区内の各ご家庭、事業所に直接配布
 - ・ 区役所、図書館、区民センター、スポーツ施設、教育関係施設など港区内の大阪市関連施設に設置
 - ・ 港区内の主要駅及び集客施設、銀行、病院、一部コンビニ等に設置

2 広告の募集

令和 3 年 5 月号～令和 4 年 4 月号の各月掲載分を募集します。

3 広告の規格

- (1) 掲載場所 各面の最下段（ただし、市政情報ページ（「大阪市民のみなさんへ」3 ページ分）は除く）
 - ・ 8 ページの場合 1～8 面各面の最下段（掲載総枠数 20 枠）
 - ・ 12 ページの場合 1～12 面各面の最下段（掲載総枠数 36 枠）
- (2) サイズ
 - ・ 1 枠使用 縦 80mm×横 60mm
 - ・ 2 枠使用 縦 80mm×横 123mm
 - ・ 3 枠使用 縦 80mm×横 186mm
 - ・ 4 枠使用 縦 80mm×横 249mm



(3) 刷り色 フルカラー

(4) フォント

JIS 規格約 7 ポイント (10 級相当) を最小とします。ただし、特別な場合 (表、リスト、地図等) は JIS 規格約 5.5 ポイント (8 級相当) まで使用できるものとします。

4 広告掲載料金

- ・表紙 (1 面) 1 枠 50,000 円 (ひと月あたり)
- ・裏表紙 (8 面または 12 面) 1 枠 40,000 円 (ひと月あたり)
- ・中面 (表紙、裏表紙、市政情報ページ除く)
総枠数 12 枠または 28 枠 1 枠 30,000 円 (ひと月あたり)

なお、以下の条件にあてはまる場合、上記料金より割引きます。

- <期間割引> 令和 3 年 5 月号～令和 4 年 4 月号までの間に、
- 3 ヶ月間継続して掲載を希望する場合 10%
 - 4 ヶ月～6 か月間継続して掲載を希望する場合 15%
 - 7 ヶ月～12 ヶ月間継続して掲載を希望する場合 20%

- <枠数割引> 同一紙面内で、
- 2 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 10%
 - 3 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 15%
 - 4 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 20%

なお、これらの割引きについては併用が可能です。
(別紙をご参照ください)

5 掲載の申込・取下げ

港区広報紙広告掲載申込書 (別紙 - 以下申込書) を掲載希望月の前々月 10 日 (土・日・祝の場合はその前日) までに港区役所総務課 (にぎわい創出・産業振興) まで提出してください。また、既に提出した申込書の取下げについては掲載希望月の前々月末日 (土・日・祝の場合はその前日) までとします。

6 広告掲載の決定

- (1) 申込書を提出後、港区役所において審査を行い、掲載の可否を決定し通知します。なお、審査上必要と認めるときは、追加の資料を求めること

があります。

- (2) 審査の結果、適当と認めたときは広告掲載決定通知書を発行し、広告を掲載します。
- (3) 申込時に掲載面の指定ができますが、配置については当区で決定します。(同業者が同じ紙面になる場合があります。)

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告原稿は、港区役所広報紙編集等業務の委託事業者が作成します。(広告掲載料には広告原稿作成費が含まれています。)
- (2) 広告原稿を完全データで提出していただく場合
 - ・ 申込書をご提出いただく際に、広告原稿のキャンプ(出力見本)を港区役所総務課(にぎわい創出・産業振興)まで提出してください。また完全データを指定する期日までに提出してください。
 - ・ 広告に画像等を挿入する場合は、本区の広報紙としての品格を損なわないよう、またデータの大きさ等にも留意してください。
 - ・ 広告原稿について本区より校正の指示がある場合は、広告主は正当な理由がある場合を除き、本区の指示に従い速やかに対応してください。
 - ・ 広告原稿作成に関する広告掲載料金の割引等はありません。

8 広告掲載料金の支払

広告掲載料金は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に納付してください。

9 広告掲載料金の返還

徴収した広告掲載料金は還付できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付します。

10 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となる時
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がない時
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がない時
- (4) その他港区長が必要と認めるとき

11 その他

- (1) 広告原稿の作成に当たり、広告主は「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市港区役所における広告掲載要領」を遵守してください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合は、その都度、港区役所と協議すること

とします。

- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ港区役所と広告主
双方協議のうえ定めることとします。

12 問合せ・申込先

大阪市港区役所 総務課（にぎわい創出・産業振興）

〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25

電話 06-6576-9683 FAX 06-6572-9511